

◆生活福祉資金貸付条件等一覧◆

資金の種類		貸付対象・資金用途等	貸付限度額		連帯保証人・貸付利子	据置期間	償還期間
総合支援資金		●失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金					
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 （貸付期間）3月以内（条件を満たせば延長あり）	2人以上世帯 単身世帯	月額20万円以内 月額15万円以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	最終貸付の日から 6月以内	据置期間経過後 10年以内
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		40万円以内			
	一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用		60万円以内			
福祉資金		●低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金		580万円以内 （ ）は目安			据置期間経過後 20年以内
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用				連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	貸付の日から 6月以内	据置期間経過後 20年以内
	①生業を営むために必要な経費			(460万円以内)			
	②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		期間6月程度 期間1年程度 期間2年程度 期間3年程度	(130万円以内) (220万円以内) (400万円以内) (580万円以内)			
	③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費			(250万円以内)			
	④福祉用具等の購入に必要な経費			(170万円以内)			
	⑤障がい者用自家用車の購入に必要な経費			(250万円以内)			
	⑥中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費			(513.6万円以内)			
	⑦負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費や、介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		期間1年以下 期間1年超 1年6月以内	(170万円以内) (230万円以内)			
	⑧災害を受けたことにより臨時に必要な経費			(150万円以内)			
	⑨冠婚葬祭に必要な経費			(50万円以内)			
	⑩住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費			(50万円以内)			
	⑪就職、技能を習得等の支度に必要な経費			(50万円以内)			
	⑫その他、日常生活上一時的に必要な経費			(50万円以内)			
緊急小口資金		次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		10万円以内	連帯保証人不要 無利子	貸付の日から 2月以内	据置期間経過後 12月以内
		①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき					
		②火災等被災によって生活費が必要なとき					
		③年金、保険、公的給付等の支給開始まで生活費が必要なとき					
		④会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき					
		⑤滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき					
		⑥公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき					
		⑦法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき					
		⑧給与等の盗難によって生活費が必要なとき					
		⑨その他これらと同様のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき					
教育支援資金		●低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
	教育支援費	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するために必要な経費	高等学校 高等専門学校 短期大学 大学	月額3.5万円以内 月額6万円以内 月額6万円以内 月額6.5万円以内	連帯保証人不要 無利子	卒業後3月以内	据置期間経過後 20年以内
	就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学への入学に際し必要な経費		50万円以内			
不動産担保型生活資金		●次に掲げる資金					
	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金 （貸付期間）借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間		土地の評価額の7割 月額30万円以内	推定相続人の中から 連帯保証人を選任 年3%又は長期プライム レートのうちいずれか低い方 連帯保証人不要 年3%又は長期プライム レートのうちいずれか低い方	契約終了後 3月以内	据置期間終了時
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金 （貸付期間）借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間		土地・建物の評価額の7割 （集合住宅は5割） （月額）生活扶助額の1.5倍以内			

償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年3.0%の率をもって延滞利子を徴収する。

◆臨時特例つなぎ資金貸付条件等一覧◆

資金の種類	貸付対象・資金用途等	貸付限度額	連帯保証人・貸付利子	据置期間	償還期間
臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者で、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されており、その公的給付等の交付を受けるまでの当面の生活費	10万円以内	連帯保証人不要 無利子	なし	公的給付等の交付を受けた時から1月以内